

ぶかいさぎょうち ー む ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわり ぎじめも
部会作業チーム（地域生活支援事業の見直しと自治体の役割）議事メモ

11がつ19にちぶん
(11月19日分)

1. 日時：平成22年11月19日（金）14：00～17：00

2. 場所：厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者

もりざちょう たけばたふくざちょう いしばしいん さかもといいん にしたきいいん わたいいいん
森座長、竹端副座長、石橋委員、坂本委員、西滝委員、渡井委員、
あらいいいんだいり ならけんしょうがいふくしかちょう ふるいちし
荒井委員代理（奈良県障害福祉課長 古市氏）

4. 議事要旨

そうごうふくしほうせいてい 5ねんいなく めど すうちもくひょう さだ じちたい
（総合福祉法制定から5年以内を目処に数値目標を定めて自治体
レベルで整備すべき「緊急かつ重要な「地域生活の基盤」とは、具体的

にどのようなものか？）

すうちもくひょう けいかく
<数値目標や計画について>

ちいきこう すまい かくほ ひつよう せいび こうえいじゅうたく かつよう
・地域移行のため「住まい」の確保が必要。GHの整備や公営住宅の活用

など。

しょうがいしゃばん けあまね そうせつ そうだんしえん じゅうじつ ひつよう
・障害者版のケアマネを創設するなどの相談支援の充実が必要。

にっちゅうしえん しん ひつよう せいび ひつよう
日中支援も真に必要なものを整備する必要がある。

おや かのう かぎりこども ちいき くらしたい おや きちから いじ
・親は可能な限り子どもと地域で暮らしたい。親が気力を維持するためにも
たんきにゆうしょせつ ひつよう たんきにゆうしょせつ せいび むり ないとけあ
短期入所施設が必要。短期入所施設の整備が無理なら、ナイトケアの
せいび
整備ができないか。

すうちもくひょう たつせい もにたりんぐ しく ひつよう
・数値目標が達成できているかモニタリングできる仕組みが必要。

- ・ どうやって数値化するのが大事。当事者の意見が反映される必要がある。

- ・ 数値については、第2期のチームで考え、枠組みをこの場で議論する。

- ・ 5年以内に聴覚障害者100人に1人の手話通訳者を市町村に設置すべき。

- ・ 必須事業だが財政的な理由で進んでいない。

<相談支援体制や地域自立支援協議会について>

- ・ 相談支援事業が重要であり、地域自立支援協議会の設置の法的な

裏付けが必要。

- ・ 自立支援協議会は、町村単独設置が非効率となる場合があり、広域

連携してやっている。

- ・ 高次脳機能障害の相談等専門的なものは県で対応している。

- ・ 盲ろう者は他の障害者に比べても少数であるため、盲ろう者向けの

福祉サービスは都道府県レベルで実施してほしい。

- ・ 盲ろうに限らず、人数の少ない障害者については、都道府県レベルで

対応すべき。

- ・ 専門的・広域的な対応も都道府県レベルで対応すべき。

【まとめ】住まい、相談支援、日中活動支援、コミュニケーション支援について、総合福祉法制定時から数年間で何らかの数値目標を作り、モニタリングする仕組みをつくる。その具体的な内容は第二期作業チームで議論してもらおう。地域自立支援協議会は計画達成のための要の役割を担うべきであり、市町村ないし圏域単位での必置を義務づける。また、視覚

しょうがい ちょうかくしょうがい もう はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょう
障 害・聴 覚 障 害・盲 ろう・発 達 障 害・高 次 脳 機 能 障 害・難 病
そうたいき すう すく しょうがい たいおう しえん こういきてきせんたーなど
などの相 対 的 に 数 が 少 ない 障 害 に 対 応 す る 支 援 (広 域 的 セ ン タ ー 等)
とどうふけん は こういきてき せんもんてきしえん なに ぐたいてき
について都道府県の果たすべき広域的・専門的支援とは何か、も具体的に
きてい
規定する。

すうちもくひょう じちたいれべる たっせい あ ちいきかだい
(数値目 標 を自治体レベルで達成し、合わせてその地域課題についても
じゅうなん と く ちいきじりつしえんきょうぎかいなど しか つく
柔 軟 に 取 り 組 む た め に は、地 域 自 立 支 援 協 議 会 等 に ど の よ う な 仕 掛 け 作 り
ひつよう
が 必 要 か?)

ちいき かいけつこんなん じれい しょうがいふくしけいかく はんえい
(その地域における解決困難な事例が、障害福祉計画などに反映される
ため ちいきじりつしえんきょうぎかい かた
為には、地域自立支援協議会のあり方はどのようなものであるべきか。)

ちいきじりつしえんきょうぎかい さーびす こーでいねーと きかん やくわり
・地域自立支援協議会はサービスをコーディネートする機関として役割を
めいかくか
明確化する。

ちいきかだい たい いけん ていしゆつ むね めいかく けんげん ふよ
・地域課題に対して意見を提出できる旨、明確な権限を付与すること。

ちいきじりつしえんきょうぎかい こうせいしゃ しゃかいしげん つく にんしき うす
・地域自立支援協議会の構成者に、社会資源を作るという認識が薄い。

いしきかいかく とうじしゃだんたい しゆたいてき ちいきじりつしえんきょう
意識改革につなげるために、当事者団体が主体的に地域自立支援協
ぎかい うんえい かか
議会の運営に関わる。

そうだんしえん とうじしゃ かか のぞ
・相談支援についても、当事者が関わっていくのか望ましい。

かんみんれんけい はか すうちもくひょう たっせい じゅう
・よりよい官民連携を図りながら、数値目標を達成することが重要。

ちいきじりつしえんきょうぎかい しょうがいふくしけいかく つく ひつよう
・地域自立支援協議会が障害福祉計画を作ることが必要。

ちいきじりつしえんきょうぎかい ほんにん きぼう す あ ぎょうせい ていげん おこな
・地域自立支援協議会は本人の希望を吸い上げ行政への提言を行う

いちづけ じゅうよう
ような法的な位置づけが重要。

ちいきじりつしえんきょうぎかい しょうがいしやせさくすいしんきょうぎかい す わ ひつよう
・地域自立支援協議会と障害者施策推進協議会との棲み分けが必要。

しちょうそん きぼ さまざま すべ ちいきじりつしえんきょうぎかい ぎむせつち
・市町村の規模も様々であり、全てに地域自立支援協議会の義務設置は

むずか
難 しい。

- ・地域自立支援協議会にこだわらず、D・V・子どもなど他分野も合わせ
て取り組む包括的なシステムにより適切に対応できるようにすればよい。

【まとめ】地域自立支援協議会については、法的な位置づけを定めた上で、その地域における解決困難事例に取り組む中で、障害福祉計画へとつなげる役割として位置づける。また、数値目標のモニタリングの問題は、施策推進協議会との役割分担も含め、親会議でご議論頂く。ただ、上記の役割を果たすための方法については、市町村の実情によって一定の幅があってよい。

（中長期的な、障害の理解や普及啓発に関する自治体の役割とは、
具体的にはどのようなものか？）

- ・自治体から一方的に発信するだけでは効果は薄い。地域住民等を巻き込んでいくような形で交流を進める必要がある。
- ・子どもは年月を経過するとともに障害の状態が変わる。繰り返し啓発が必要。
- ・中長期的に言えば、自治体レベルだけでなく、地域自立支援協議会その他包括センターの連携を含めて普及啓発が必要。
- ・ボランティアの育成も地域生活支援事業の必須事業とすべき。
- ・義務教育の中で啓発が必要。

ふきゅうけいはつ いっぽうてき こうか うす こうきょういく だんかい
【まとめ】普及啓発は、一方的なものでは効果が薄い。学校教育の段階
く か けいはつ ひつよう こうれいしゃしえん た ふくしぶんや れんけい
からの繰り返しの啓発が必要であり、高齢者支援など他の福祉分野と連携
ふきゅうけいはつ ひつよう
した普及啓発が必要。

こみゆにけーしょんしえん いどうしえん かんして こべつきゅうふか さい
(コミュニケーション支援、および移動支援に関しては、個別給付化した際に、
せいどせつけい はんい りゆう
どのような制度設計であればよいか？その範囲はどうあるべきか？その理由
は？)

こみゆにけーしょんしえん さーびすていきょうしゃ きょうきゅう ふ
・コミュニケーション支援は、サービス提供者の供給を増やすこと、
ほうしゅう せってい せいさ ひつよう いどうしえん きょういく こうよう
報酬の設定について精査することが必要。移動支援は、教育・雇用
たぶんやぎょうせい ちょうせい ぜんこくいちりつ きじゆん さだ ひつよう
など他分野行政と調整し、全国一律の基準を定めていく必要が
ある。

りようしゃふたん た さーびす せいごうせい はか こくみん なつとく かたち
・利用者負担は、他のサービスとの整合性を図って国民の納得する形
ひつよう
にする必要がある。

こみゆにけーしょんしえん いどうしえん りようしゃ しえんしゃ あいだ けいやく
・コミュニケーション支援・移動支援ともに、利用者と支援者との間で契約
じぎょうしょ とうろく のぞ
し、事業所に登録するかたちが望ましい。

こうひふたん はんい げんてい
・公費負担の範囲を限定されるのもやむなし。

りようしゃふたん もう しゃむけつうやく かいじょいんはけんじぎょう
・利用者負担はなしにすべき。「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」
もう しゃひとり ねんかんはけん じかんすう つうやくしゃきん
については、盲ろう者一人あたりの年間派遣できる時間数と通訳謝金
たんか さいていきじゆん つく ぎむ
単価の最低基準を作り、義務づけるべき。

しょうがい うむ はなし とうぜん けんり
・障害の有無にかかわらず「話す」ことは当然の権利であるため、
こみゆにけーしょんしえん りようしゃふたん かんが なじ ほうてき
コミュニケーション支援に利用者負担という考えは馴染まない。法的に
ほしょう ひつよう
保障される必要がある。

こみゆにけーしょんしえんじぎょう どうよう じんざいようせい かん じぎょう ひつす
・コミュニケーション支援事業と同様に人材養成に関する事業も必須
じぎょう
事業とすべき。

げんざい おも じりつしえんきゆうふ ちいせいかつしえんじぎょう ふた わくぐ
・現在は主に「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つの枠組み
ふくし さーびす けつてい ここ にーず おう しえん あんしん
で福祉サービスが決定されているが、個々のニーズに応じた支援が安心し
う ひつよう
て受けられるシステムが必要である。

こべつきゆうふ ちいせいかつしえんじぎょう く なお じっし
・個別給付にこだわらず、「地域生活支援事業」を組み直して実施できる

ものもある。

こみゆにけーしょんしえん じんけん もんだい しえんひ とき どうよう ふたん
・コミュニケーション支援は人権の問題であり、支援費の時と同様、負担
もと
を求めるようなものではない。

しえんひじだい さーびす かた もと じぎょう かくだい せいり
・支援費時代のサービスのあり方を基に、さらに事業を拡大すべきと整理す

る。

しょうがいていどくぶん さーびすりょう き にーず
・障害程度区分によってサービス量が決められるのはおかしい。ニーズがあ
かばー
ればすべてカバーすべき。

こうへいせい かくほ ひつよう きじゆん ひつよう
・公平性は確保する必要がある。基準は必要。

もう しゃ しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ あいだ りよう ふくし
・盲ろう者・視覚障害者・聴覚障害者の間でも、利用できる福祉
さーびす りようなど ふこうへい しょう にーず おう ふくし
サービスや量等に不公平が生じている。やはり、ニーズに応じて福祉
さーびす う しょうがいしゃあいだ かくさ
サービスが受けられるように障害者間の格差をなくしてほしい。また、
ざいげん かぎ さいていきじゆん もう ぎむづけ じっし
財源は限られているので、最低基準を設けて義務付けて実施しても

らいたい。

こみゆにけーしょんしえん けんり そうとう こくみんてきごうい
・コミュニケーション支援は権利としてとらえるならば、相当の国民的合意

ひつよう
が必要。

せいかつ こみゆにけーしょんしえんぜんぱん ほうてき いちづ あおてんじょう
・生活におけるコミュニケーション支援全般を法的に位置付け青天井
しえん こんなん
で支援することは困難ではないか。

こみゆにけーしょんしえん ふくしきーびす なか たいおう
【まとめ】 コミュニケーション支援については、福祉サービスの中で対応すべ
 さいていらいん もう ぎむてきけいひ むしょう ふくしきーびす きばんせいび
 き最低ラインを設け、義務的経費で無償とする。その福祉サービスの基盤整備
 きょういく こよう じんけん かんてん ひつよう しえん かた
 のうえに、さらに教育・雇用・人権などの観点から必要な支援のあり方を
 べつと しょうらいてき りっぼう じょうほうこみゆにけーしょんほうなど けんとう
 別途、将来的な立法（情報コミュニケーション法等）で検討する。こ
 にだんかい だんかいてき しえん りょう かくだい ひつよう
 の二段階で段階的に支援の量を拡大していく必要があるのではないか。

ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわり かん ぎろん
 （「地域生活支援事業の見直しと自治体の役割」に関して、これまでの議論
 もれて じゅうよう かいだい
 で漏れている重要な課題はあるか？）

そうだんしえん いちづ めいかくか じどう きょういく こよう たぶんやぎょうせい
 ・相談支援の位置付けの明確化、児童・教育・雇用など他分野行政と
 れんけい
 の連携について。

せいねんこうけんせいど ぎょうせい ちいきじりつしえんきょうぎかい せっち
 ・成年後見制度について行政のかかわり、地域自立支援協議会の設置の
 ぎむかおよ しょうがいしゃ せさく すいしんきょう ぎかい かんけい
 義務化及び障害者施策推進協議会との関係について。

じんざいようせい きばんせいび えんぱわめんとじぎょう とりく しょくほうちょうかく
 ・人材養成などの基盤整備、エンパワメント事業の取組み、触法聴覚
 しょうがいしゃ しえん
 障害者の支援について。

もう しゃむけつうやく かいじょいん ようせいじぎょう はけんじぎょう せつと たいおう
 ・盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業も派遣事業とセットで対応し、
 ぎむてきけいひ こーでいねーたー はいち じんけんひ
 義務的経費でまかなってほしい。また、コーディネーターを配置し、人件費
 じむけいひなど ほしょう
 や事務経費等も保障してほしい。

しゃかいせいかつうえひつよう しえん いどうしえん いちづ
 ・「社会生活上必要な支援」として移動支援を位置付けたらどうか。
 かつどう はんい もうけるひつよう しょうがい うむ かなか とお いどう
 ・活動の範囲は設ける必要がある。障害の有無に関わらず、遠くに移動

だれ おかね ひつよう ていどこじんふたん ふ え
するには誰でもお金は必要。ある程度個人負担が増えるのはやむを得ない
のではないか。

つうがく いどうしえん みと だいがくこうない だいがくがわ たいおう
・通学の移動支援を認めてほしい。大学構内であれば大学側で対応で
きるが、大学までの支援が受けられないのはおかしい。通勤も同様、
かいしゃ いどうしえん ひつよう
会社までの移動支援が必要。

いどう かん しえん じゅうどほうもんかいご こうどうえんご いどうしえん
・移動に関する支援である「重度訪問介護」、「行動援護」、「移動支援」
いっぽんか
を一本化してはどうか。

もう しゃ つうやく かいじょ ばあい こみゆにけーしょん いどう しえん どうじ
・盲ろう者の通訳・介助の場合は、コミュニケーションと移動の支援が同時
ひつよう いどうしえん いっぽんか つうやく かいじょ いどうしえん ぶぶん
に必要。移動支援が一本化されると、通訳・介助の移動支援の部分が
じょがい もう しゃ つうやく かいじょ
除外されてしまうのではないか。盲ろう者の通訳・介助については、
こみゆにけーしょんしえん いどうしえん ぶんり
コミュニケーション支援と移動支援を分離しないでほしい。

つうがく いどうしえん ぶらす まな つうきん いどうしえん はたら もう
・通学は「移動支援 + 学ぶ」、通勤は「移動支援 + 働く」、盲
しゃ いどうしえん こみゆにけーしょんしえん かんが
ろう者は「移動支援 + コミュニケーション支援」のように考えれば、
いどうしえん いっぽんか じょがい
移動支援を一本化しても除外されることはない。

いどうしえん こみゆにけーしょんしえん いっしょ むずか
・移動支援とコミュニケーション支援を一緒にするのは難しいのではない
か。

しんぼう しかくしょうがい ちょうかくしょうがい もう しゃ どうよう ていぎ
・新法では、視覚障害、聴覚障害のように、盲ろう者も同様に定義
せいび
など整備すべき。

じんざいいくせいなど しちょうそん たんどく
【まとめ】人材育成等、市町村が単独ではできないことについて、
とどうふけん こういきちょうせい せんもんてき しえん おこな いどうしえん
都道府県が広域調整・専門的な支援を行うこと。移動支援については、
せいど じゅうふく しちょうそんかくさ つか ふくし はんい ぐたいてき
制度の重複、市町村格差や、使いにくい現状もあり、福祉の範囲で具体的
たいおう だいにき ぐたいてき けんとう
にどこまで対応すべきか、第二期で具体的に検討する。